



# 中国 化学品法規制への対応

中国では、2003年に導入された新化学物質環境管理弁法が2010年10月15日に改正されています。改正法では、新規化学物質の事前審査にリスク評価が導入されました。

## 新化学物質環境管理弁法

- 新規化学物質(現有化学物質目録に記載されていない物質)について、製造輸入前に当局への申告が必要です。
- 製造輸入量が1トン/年未満、または特定の条件に合致する場合、「簡易申告」が可能です。
- 簡易申告が適用されない1トン／年以上の新規化学物質については、「リスク評価報告書」が必要です。

- ・危険化学品安全管理条例が2011年12月1日に施行され、危険化学品についてGHS対応SDS/ラベルが必要です。
- ・危険化学品目録(2015年版)が、2015年2月に公表され、5月1日より発効しました。